職域サポートローン

令和７年４月１日現在

商　品　名	職域サポートローン
ご利用いただける方	・「職域サポート制度※」を導入した事業所に働く経営者や従業員の方 （パート・アルバイト等の非正規社員も可能です。） ・申込時および実行時年齢が満 18 歳以上の方で、安定継続した収入のある方 ・しんきん保証基金の保証が受けられる方 ※信用金庫と事業所の合意が必要です。
お使いみち	①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金 a.自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可)、車・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 b.住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるなるインテリアや家電等購入資金も可 ②申込人が自動車関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料に限る。 ≪対象外となる資金使途≫ ①支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親も含む)、子が営む法人自営業 ②個人間売買による購入費用 ③支払済資金（住宅・リフォーム関連資金は除く）
ご融資金額	１，０００万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	３ヵ月以上１５年以内
ご融資利率	変動金利型 当金庫「新長期プライムレート」を基準とします。ご融資後の利率については 4 月 1 日および 10 月 1 日現在の「新長期プライムレート」を基準として、年２回見直しを行います。 ※10 年を超えるご利用期間で資金使途が自動車関連資金に限り、適用金利に 0.05%が上乗せになります。 ※お取引項目に応じた金利引下げ制度もありますので、窓口でお問い合わせ下さい。
ご返済方法	・毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は 6 ヶ月以内） ・融資額の５０%以内につき６カ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。
保証人 保証会社 保証料	・保証人原則不要 ・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料は利息に含まれます。
手数料	一部繰上返済５，５００円（消費税込)、全額繰上返済１１，０００円（消費税込） （ただし残高 100 万円未満は無料）
苦情処理措置 ・ 紛争解決処置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話 0766-74-4101）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 富山県弁護士会（076-421-4811）金沢弁護士会（電話 076-221-0242)、福井弁護士会（電話 0776-23-5255)、東京弁護士会（電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

そ　の　他	・現在の融資利率やご返済額の試算については窓口でお問い合わせください。 ・お申込みに際しては、審査がありご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

氷見伏木信用金庫